

一般社団法人光陽福祉会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人光陽福祉会 と称する。

(目 的)

第 2 条 当法人は、高齢者、知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者及びその家族または地域で生活する住民に対して、それぞれが地域において自立した社会生活を営むために必要な事業を行い、高齢者、知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者及びその家族のQOL向上と地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
4. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
5. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
6. 介護保険法による、居宅サービス事業、介護予防サービス事業及び居宅介護支援事業
7. 地域住民のための各種講座等開催事業
8. 障害児・者の家族をサポートするためのピアカウンセリング事業
9. 障害児・者の地域での社会生活を支援するためのインフォーマルサポート事業
10. 地域に暮らす子どもの保育や施設等を運営管理するための子育て支援事業
11. 障害者の就労支援に関する事業
12. 福祉住環境コーディネイト及び一般建築業
13. 樹木等維持管理及び清掃請負事業
14. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を愛知県愛西市町方町大山田 6 1 番 1 に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機 関)

第 5 条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第 2 章 社 員

(社員の資格)

第 6 条 当法人は、正会員・賛助会員及び法人会員をもって構成する。

2 正会員は、当法人の目的に賛同して入社した個人とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 1 1 条第 1 項第 5 号等に規定する社員とする。

3 賛助会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人とする。

4 法人会員は、当法人の目的に賛同して入会した法人及び団体とする。

(入 社)

第 7 条 当法人の成立後正会員・賛助会員又は法人会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第 8 条 正会員・賛助会員及び法人会員は、社員総会で定める額の会費を支払わなければならない。本条の会費は、正会員については、法人法第 2 7 条に規定する経費とする。

(社員名簿)

第 9 条 当法人は、正会員・賛助会員及び法人会員の氏名及び住所を記載した「正会員・賛助会員・法人会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「正会員・賛助会員・法人会員名簿」をもって法人法第 3 1 条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の正会員・賛助会員及び法人会員に対する通知又は催告は、「正会員・賛助会員・法人会員名簿」に記載した住所、又は正会員・賛助会員又は法人会員

が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第10条 正会員・賛助会員又は法人会員は、次に掲げる事由によって退社する。

1. 正会員・賛助会員又は法人会員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
 2. 死亡又は解散
 3. 総社員の同意
 4. 除名
- 2 正会員・賛助会員又は法人会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招 集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第12条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第14条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障あるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票率の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第16条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に参入する。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 当法人の理事及び監事を選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、業務を執行する。

3 代表理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は選任後2年以内に、監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一と

する。

- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(権限)

第26条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第28条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第34条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第35条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第36条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第37条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 社員総会の決議
2. 社員が欠けたこと
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合）
4. 破産手続開始の決定
5. 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、社員総会の決議を経て、公益法人法第5条第1項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第40条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

岐阜市東中島一丁目13番26号

菊池利哉

愛知県愛西市落合町下通73番地2

加藤美恵

(設立時役員)

第41条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	伊	藤	良	夫
	菊	池	利	哉 (副会長)
	加	藤	美	恵
	加	藤	真	由美
	浅	野	尚	美
設立時監事	犬	飼	三	郎
設立時代表理事	伊	藤	良	夫 (会長)

(定款に定めのない事項)

第42条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

上記は現行の定款である。

一般社団法人光陽福祉会
代表理事 菊池利哉